

こんなことしていませんか？ 若手が陥りがちな 不祥事を招く言動と 防止のために必要な取り組み

若手こそ心得たいキケンな言動を例示し、
防止のためのポイントを解説します。

①～⑧ 金融アドバイザー 京野 公平
⑨～⑫ 南川 善光

キケンな言動の例①

「懇意の担当先
だから」と
「素預かり」で
対応した…

こんなことしていませんか
若手渉外担当者のAさんは本日、担当エリア商店街の飲食店へ集金のため訪問することに。ところが受取りの際、預かり証をちやうど切らしてしまっていたことに気付いた。オーナーが「今度出してくればいいよ」と言うので、預かり証を発行せず帰店することにしました。

「預かり証」は、顧客との現金や通帳、証書、その他重要書類等の授受の証となりま
す。また事務処理後の返却の際
も、証跡として預かり証を回収す
るほか、預かり証の控えに受領印
をもらいます。

預かり証は授受の証拠となる重
要なものであり、その場（顧客の
面前）で正確に記載して発行しな
ければなりません。預かり物の授
受に関して、以下のようなことは
していませんでしょうか。
・「時間がない」「預かり物が多
すぎる」などと、その場で預かり証
を発行しない行為

・預かり証の手持ちを切らして、
後から届ける行為。自分の名刺の
裏面に記載して代用する行為
「預かり証」をその場（顧客の面
前）で発行せずに預かる行為を
「素預かり」といいます。たとえ
「時間がない」「忙しい」「手持ち
在庫が切れた」からといって、後
から預かり証を発行する場合であ
っても「一時的に素預かりをして
いる」こととなります。

紛失等に至った際に トラブルになるリスクも

素預かりは顧客との間で「渡し
た・受け取っていない」といった
トラブルの要因となり、紛失等が
疑われた場合の責任の所在につい
て問われるリスクを伴います。
また、素預かりは多種多様な不

祥事に通ずる隠ぺい工作として密
接に関連する行為とされます。い
くら顧客から信頼されていても、
やってはいけないコンプライアンス
に反する行為です。
時間や気持ちに余裕を持たせた
営業活動と準備により、素預かり
そのものの機会を自らなくす心構
えが必要です。

防止のためのポイント

- ・「預かり証」は重要な授受の証。その場で正確に記載・発行する必要がある
- ・そもそも素預かりを起こさないよう余裕を持った営業活動・準備を心がける

キケンな言動の例②

担当エリア内にある自宅へ
理由をつけて立ち寄ったり
仕事の書類等を
持ち帰ったりした…

▼こんなことしていませんか



いて、以下のようなことはして
ないでしょうか。
・処理や対処法がわからないまま
日時が経過し、手続き遅延の判明
による叱責を恐れるあまり、書類
等を自宅に持ち帰る行為

一般的に渉外担当者の外訪活
動には担当区域が定められ
れており、その区域内を1名で請
け負い、活動します。
また、担当区域やその近郊に自
身や同僚の自宅がある場合も多
く、かつリアルタイムで監視され
ているわけでもないため、昼休憩
や忘れ物が発覚した際、その他私
用などで業務時間中に自宅に立ち
寄ることが可能です。

このような外訪活動の環境にお

金融機関業務には個人（顧客）
情報の保護や守秘義務が課せられ
ています。そのため自宅への書類
等の持ち帰りは、書類や顧客情報
の紛失、漏洩および手続きの放
置、遅延等の不祥事を伴うリスク

ある行為となります。
就業規則違反により
懲戒処分の対象にも！

外訪活動中の正当な理由がない
自宅への立ち寄りや書類の持ち帰
りは、禁止事項として服務規律・
就業規則違反に問われ、懲戒処分
の対象となります。
はじめは「逃れたい」「仕方な
く」といった追い詰められた気持
ちから行為に及ぶことが多いです
が、その行為を繰り返すうちに、
不祥事隠蔽の確信たる行為へと変
わってしまいます。

「自分はしない」といった心構え

防止のためのポイント

- ・個人情報保護や守秘義務の観点から、立寄りや持ち帰りは不祥事に直結
- ・チームワーク・相互扶助意識を育てる職場環境が最大の防止策に

はもちろん、「職場の仲間には絶
対にさせない」というチームワー
ク・相互扶助意識など、風通しの
よい職場環境を醸成することが最
善の未然防止策となります。